

参考資料 (①～⑱)

第Ⅱ章 2. 意見表明の機会保障のシステム構築

連絡員業務用

- ① 子どもアドボケイトスライド資料「一時保護所に入所しているみなさんへ」 改定版 [p1～p6](#)
- ② 児童配布用スライド 改定版 [p7](#)
- ③ 子どもへの制度説明の流れ(シナリオ) [p8～p10](#)
- ④ 面談予約表(掲示用) [p11](#)
- ⑤ 面談申込のお知らせ(掲示用) [p12](#)
- ⑥ 面談申し込み用紙 [p13](#)
- ⑦ 子ども意見表明受付票 [p14](#)
- ⑧ 児童アンケート [p15](#)

意見表明支援員業務用

- ⑨意見表明支援面談の開始から終了まで(シナリオ) [p16～p24](#)
- ⑩意見表明の場(シナリオ) [p25～p26](#)
- ⑪「伝えたいこと」の確認シート [p27](#)
- ⑫子ども意見表明支援員記録 [p28](#)

情報管理

- ⑬「意見表明支援業務における個人情報の管理に関する規定」 [p29～p30](#)

第Ⅱ章 3. 意見表明支援プロセス

利用のしやすさ改善

- ⑭一時保護所内に子どもアドボケイトのアピール掲載 <自己紹介・顔写真・説明文> [p31](#)

第Ⅲ章 1. 子どもの権利擁護(意見表明等支援)に係る講演会の開催

配付資料

- ⑮ 行政説明 [p32～p36](#)
- ⑯ 講演 [p37～p51](#)

第Ⅲ章 3. 個別施設訪問等による技術的研修の実施

配付資料

- ⑰～⑱ [p52～p59](#)

いっしょにこころをこめよう
一時保護所に入所しているみなさんへ



おはなしすること

1. 子どもの権利条約について
2. 子どもアドボケイトさんについて
3. 子どもアドボケイトさんとの
面談申し込みについて



子どもの権利条約 4つの原則

(大人がすべての子どものために守るべき約束)



国連という、世界中のいろいろな人が集まる会議で話し合いをして
大人は子どものために、この4つのことを守りましょう！と約束しました。

①大人は、子どもの命を守ります



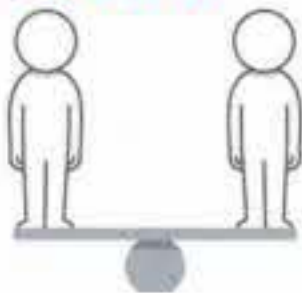
②大人は、子どもにとって
一番良いことを考えます



③大人は、子どもの意見を聴きます



④大人は、差別をしません



児童相談所の大人も、子どもにとって一番
良いことを考えるために、子どもの気持ちや
意見をしっかりと聴きます



気になることや困ったことがあったら、
一時保護所の職員さんや担当の職員さんにおはなししてください



ほかにも、子どもアドボケートさんという
児童相談所の職員ではない人が
あなたの気持ちや意見を聞いてくれます



子どもアドボケートさんは

- ▶ あなたの立場に立って話を聞いてくれる人です
- ▶ お話を聞きながら、あなたの考えや思いを整理する手伝いをしてくれます



子どもアドボケートさんは

- ▶ あなたの気持ちや意見を誰かに伝えたいときに、手伝ってくれる人です
- ▶ どのように伝えるかを、一緒に考えてくれます



あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてください



子どもアドポケットさんとの面談

- ▶ 子どもアドポケットさんが来るのは、週に1回(月曜日か火曜日)の午後です



- ▶ 面談は1日 二人までで、一回 45分間までです

曜日	時間	定員
月	14:15~15:00	2名
火	15:15~16:00	2名



子どもアドポケットさんとの面談

- ▶ 児童相談所の相談室(下のお部屋)でおはなしします
- ▶ 二人のアドポケットさんが待っています



面談で聞いたこと



あなたの許可なく
ほかの人には はなしません！

はなししても いいかどうかを
必ず たしかめます！

だから、安心しておはなしできます♪

子どもアドポケットさんとおはなししたいときは
もうしこみ用紙に名前をかいて
専用のポストに入れてください



※専用のポストは一時保護所にあります

ここまでの おはなしが



かくにんしよう！

1. 児童相談所の大人は、子どもにとって一番良いことを考えるために、子どもの気持ちや意見をしっかりと聴きます



かくにんしよう！

2. 子どもアドポケットさんという人も、あなたの気持ちや意見を聞いてくれます



かくにんしょう！

3. 子どもアドボケイトさんとおはなししたい
ときには、このもうしこみ用紙をつかって
面談のもうしこみをします



また なにか 聞きたいことが あれば
保護所の 職員さんにおねがいで
わたし(〇〇)を 呼んでください



おはなしを 聞いてくれて
ありがとうございました



子どもアドボケイトさんは

- ▶ あなたの立場に立って話を聴いてくれる人です
- ▶ お話を聴きながら、あなたの考えや思いを整理する手伝いをしてくれます



子どもアドボケイトさんは

- ▶ あなたの気持ちや意見を誰かに伝えたいときに、手伝ってくれる人です
- ▶ どのように伝えるかを、一緒に考えてくれます



あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてください



ごみや紙屑や気になっていることはありますか？

子どもアドボケイトさんとお話したいときは
もうしこみ用紙に名前をかいて
専用のポストに入れてください



※ 専用のポストは一時休館にあります

子どもへの制度説明の流れ

説明項目	連絡員からの説明	具体的な動き
あいさつ・導入	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇さん、はじめまして。私は〇〇 〇〇です。よろしくお願 いします。 ・私は〇〇さんが一時保護所で安心して生活するためのお手伝 いをしています。 ・そのことについて、私から少しお話をしたいと思います。 ・時間はだいたい10分くらいです。 ・それではこちらを見てください。 ・お話しするのはこの3つ、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの権利条約について 2. 子どもアドボケイトさんについて 3. 子どもアドボケイトさんとの面談申し込みについて です。 	<p>名札を見せながら 自己紹介する</p> <p>タブレットを使っ て説明する スライド1 スライド2</p>
子どもの権利条 約、子どもの権 利擁護について	<ul style="list-style-type: none"> ・1つめから順番にお話ししますね。 ・〇〇さんは「子どもの権利条約」という言葉は聞いたことが ありますか？これは簡単にいうと、大人がすべての子どもを 大切にするために決めた約束のことです。 ・国連という世界中のいろいろな国の人が集まる会議で話し合 いをして、大人は子どものためにこの4つのことを守りまし ょう！と約束しました。 <ol style="list-style-type: none"> ① 大人は、子どもの命を守ります ② 大人は、子どもにとって一番良いことを考えます ③ 大人は、子どもの意見を聴きます ④ 大人は、差別をしません ・なので児童相談所の大人も、子どもにとって一番良いことを 考えるために、子どもの気持ちや意見をしっかり聴きます。 ・〇〇さんも、気になることや困ったことがあったら、一時保 護所の職員さんや担当の職員さんにお話してくださいね。 	<p>スライド3</p> <p>スライド4 スライド5 スライド6 スライド7</p> <p>スライド8</p> <p>スライド9</p>
子どもの意見表 明支援について (子どもアドボ ケイトについ て)	<ul style="list-style-type: none"> ・他にも、子どもアドボケイトさんという、児童相談所の職員 ではない人が、〇〇さんの気持ちや意見を聴いてくれます。 ・子どもアドボケイトさんは、〇〇さんのお話を〇〇さんの立 場に立って聴いてくれる人です。 ・お話を聴きながら、〇〇さんの考えや思いを整理する手伝 いをしてくれます。 ・そして子どもアドボケイトさんは、〇〇さんの気持ちや意見 	<p>スライド10</p> <p>スライド11</p> <p>スライド12</p>

	<p>を聴いて、それを誰かに伝えたいときには、〇〇さんが伝えるのを手伝ってくれる人です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのように伝えるかを一緒に考えてくれます。 ・お話する内容は、どんなことでも良いです。 ・例えば、「外でたくさん遊びたい!」「いろいろ考えたけど、やっぱり家に帰りたい…」「これからどうなるのか詳しく知りたいな」「困ってることがあるけどうまく言えなくて…」 「このまま家に帰るのは不安だな…」のように、自分の気持ちや気になっていることを、子どもアドボケイトさんにお話することができます。 	<p>スライド13</p>
<p>子どもアドボケイトさんとの面談について、面談の申し込みについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもアドボケイトさんが来るのは、週に一回、月曜日か火曜日の午後です。 ・子どもアドボケイトさんと面談ができるのは一日二人までで、一回45分間までです。 ・面談は児童相談所の相談室（下のお部屋）でします。 ・お部屋では、二人の子どもアドボケイトさんが待っています。 ・子どもアドボケイトさんは面談で聴いたことを、〇〇さんの許可なく他の人には話しません。話して良いかどうかを、必ず〇〇さんに確かめます。 ・だから安心して自分の気持ちや意見をお話することができます。 ・もし〇〇さんが、子どもアドボケイトさんとお話したいときには、面談の申し込みが必要です。 ・この申込用紙に、申し込んだ日（記入した日）と自分の名前を書いて、専用のポストに入れてください。 ・専用のポストは、一時保護所にあります。 	<p>スライド14</p> <p>スライド15</p> <p>スライド16</p> <p>スライド17</p> <p>実際の申込用紙を使って、手順を説明する</p>
<p>まとめ・振り返り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それではここで、〇〇さんに質問です。 ・ここまでのお話について、よくわかったが3、だいたいわかったが2、少し分かったが1、全然分からなかったが0だとすると、どれにあたりますか？ (・それでは〇〇について、もう一度説明しますね。) ・それでは最後に、今お話ししたことを確認します。 ・一番目。児童相談所の大人は、子どもにとって一番良いことを考えるために、子どもの意見や気持ちをしっかり聴きます。 	<p>スライド18</p> <p>必要に応じて再度説明する</p> <p>スライド19</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・二番目。子どもアドボケイトさんという人も、〇〇さんの気持ちや意見を聴いてくれます。 ・三番目。子どもアドボケイトさんとお話ししたいときには、この申込用紙を使って面談の申し込みをします。 ・どうですか？イメージできましたか？ ・また何か聞きたいことがあれば、保護所の職員さんをお願いして、私（〇〇）を呼んで下さいね。 ・それではこれで私のお話は終わりです。聞いてくれてどうもありがとう。 ・今説明したことが書いてある資料があるので、〇〇さんに差し上げます。 	<p>スライド 2 0</p> <p>スライド 2 1</p> <p>スライド 2 2</p> <p>スライド 2 3</p> <p>最低限の紙資料 (スライド 11, 12, 13, 21) を渡す</p>
--	---	--

こ どもアドボケイト めん だん よ やく ひょう 面談予約表

<こどもアドボケイトさん>

<こどもアドボケイトさん>

が っ 月
に ち 日 ()

	じ かん 時 間	めん だん よ や く 面談予約
1	13:00~13:45	
2	14:00~14:45	

※ こどもアドボケイトさんとのめん だん は、1日 二人までです

※ おはなしできる時間は、一人 45分間までです (みじかなくてもOK)

つぎ こ どもアドボケイト めん だん び
次の子どもアドボケイト面談日

が っ 月
に ち 日 ()

<こどもアドボケイトさん>

小学3年生以上のみなさんへ

子どもアドポケットさんとおはなししたいときは
もうしこみ用紙に名前をかいて専用のポストに入れてね

子どもアドポケット
面談もうしこみ用紙

子どもアドポケットさんとおはなししたいので、面談をもうしこみます。

<もうしこんだ日>

____月 ____日()

<名前>



※ 専用のポストは一時保護所にあるよ

ごにょうれい <記入例>



子どもアドポケット
面談もうしこみ用紙

子どもアドポケットさんとおはなししたいので、面談をもうしこみます。

<もうしこんだ日>

8月 1日(月)

<名前>

中央 花子

※もうしこんだ日(かいた日)と
自分の名前をかいてね

子どもアドポケット
面談もうしこみ用紙

子どもアドポケットさんとおはなししたいので、面談をもうしこみます。

<もうしこんだ日>

____月 ____日 ()

<名前>

子どもアドポケット
面談もうしこみ用紙

子どもアドポケットさんとおはなししたいので、面談をもうしこみます。

<もうしこんだ日>

____月 ____日 ()

<名前>

子どもアドポケット
面談もうしこみ用紙

子どもアドポケットさんとおはなししたいので、面談をもうしこみます。

<もうしこんだ日>

____月 ____日 ()

<名前>

子どもアドポケット
面談もうしこみ用紙

子どもアドポケットさんとおはなししたいので、面談をもうしこみます。

<もうしこんだ日>

____月 ____日 ()

<名前>

■ 子ども意見表明受付票

1	申込年月日	令和 年 月 日 ()			
	申込確認日	令和 年 月 日 ()			
	児童氏名				
	児童情報	性別		年齢	
	面談予定日時	令和 年 月 日 ()			
	意見表明支援員				
	備考				
2	申込年月日	令和 年 月 日 ()			
	申込確認日	令和 年 月 日 ()			
	児童氏名				
	児童情報	性別		年齢	
	面談予定日時	令和 年 月 日 ()			
	意見表明支援員				
	備考				
3	申込年月日	令和 年 月 日 ()			
	申込確認日	令和 年 月 日 ()			
	児童氏名				
	児童情報	性別		年齢	
	面談予定日時	令和 年 月 日 ()			
	意見表明支援員				
	備考				
4	申込年月日	令和 年 月 日 ()			
	申込確認日	令和 年 月 日 ()			
	児童氏名				
	児童情報	性別		年齢	
	面談予定日時	令和 年 月 日 ()			
	意見表明支援員				
	備考				
5	申込年月日	令和 年 月 日 ()			
	申込確認日	令和 年 月 日 ()			
	児童氏名				
	児童情報	性別		年齢	
	面談予定日時	令和 年 月 日 ()			
	意見表明支援員				
	備考				

アンケート

◎子どもアドボケイトさんと面談をしてみて、どうでしたか？

()の中にひとつだけ ○をつけてください

()  良かった

() まあまあ良かった

() あまり良くなかった

() 良くなかった

◎ほかに、思ったこと、感じたことがあれば書いてください (なければ書かなくて良いです)

[

]

面談の開始から終了まで 2022.8.23 確定

	子どもアドボケイト(意見表明支援員)の動き	確認ポイント等
I. 招き入れ～聴き始めまで		
着座まで	<ul style="list-style-type: none"> ・<大きな声で>どうぞお入りください。 ・<二人、立ち上がり、出迎え姿勢> (連絡員が、ドアを開け、児童を中へ導き、児童の名前を言って退去) ・こんにちは。どうぞ、そこに<身振りをつけて>お座りください。 	(連絡員のノック音)
あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもアドボケイトの〇△です。 ・こちらが、〇×さんです。(流れをみて、自分で言うことも) ・今日は、お話をしにきてくれてありがとう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は「さん」呼び ・君・ちゃん NG
インフォームド・コンセント	<p>【子どもアドボケイトの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちは「子どもアドボケイト」と言って、子どものお話を聴きながら、その子どもが自分の思いや考えを整理する手伝いをする人です。 ・誰かに伝えたいことがあれば、その伝え方を一緒に考える人です。 ・直接言いにくいことがあれば、代わりに伝えることもできます。 <p>【秘密保持・例外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここで聴いたことのお話の秘密は守ります。ただ、あなたや誰かの命・安全にかかわることは、職員さんや他のおとなに、伝えることがあります。 ・その場合も、できるだけ、〇〇さんに先にお話しします。 <p>【質問の有無/理解の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここまでのお話、わかりましたか。 ・質問はありませんか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンセンテンスずつ、途中も、区切ってゆっくりと。 ・伝わっているか、理解しているか、表情等で確認しながら。 ・必要に応じて、言い換え、視覚化。 ・必要に応じて、ジェスチャー(首振りなど) OK と伝える。
聴き役、記録役	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、始めていきますね。 ・ここにいる二人のうち、一人が〇〇さんのお話の聴き役、もう一人がお話の記録役になります。記録役は、あそこの離れたところで<場所を身振りで示す>、お話を聴いてもらうこともできます。 ・このまま二人が並んで座っているのがよいか、一人がよいか、希望はありますか。私たちは、どちらでも、大丈夫です。 ↓ ・お話の聴き役、どちらがいいか、希望はありますか。 ・私たちは、どちらでも大丈夫です。 	

II. 聴き始め(切り出し)

聴き始め	①今日は、何かお話ししたいことがあるのかな？ 何か教えてくれる？ Or ②誰かに何か言いたいことがあって、今日、来てくれたのかな？	■同意確認を意識しつつ ・形成支援 ・表明支援 ・①の反応により、②を追加してみる
傾聴	「一人ひとりの子どもの特性に配慮しながら、悩み・心配事・苦情等を聴くための活動」(ガイドライン-p.29)	終了まで

III. 形成支援の同意確認(必要に応じて)

形成支援の同意 <確認>	傾聴プロセスのなかで ↓ ●「意見(誰かに、何かを伝えたいこと)」 <存在> 明確化支援への同意 <存在> 言語化、意識化支援への同意 確認の仕方 (← それまでの話に対応して) ①なんかははっきりしないけど、言いたいことがありそうなんだ？ ②なんかよくわからないけど、誰かに言いたいことがありそうなんだ？ ③誰って言うのはわからないけど、言いたいことがありそうなんだ？	・同意へ誘導しない ・同意なしに、具体化しない ・必要に応じて、描画、もしくは言葉と並行。 *ふぁっと、可
A. 同意の表明なし	<1>【同意の表明/反応がない場合】 <2>【否定の場合】 → いずれも <u>基本的に、終了へ</u> そうか、そうなんだ。 お話ししてみたいことがあって来てくれたけれど、今日は、ここで<ストップ>したほうがよいみたい？	・反応をみながらゆっくりと
	①[ストップ肯定の反応] ●終了● それではストップしますね。教えてくれてありがとう。	

<p>→ ストップ確認</p>	<p>ここまでお話をしてくれてありがとう。 それでは、これで終わりにしますね。 ○×連絡員の○○さんに声をかけてきます。 少しここで待っていきましょう。</p> <p>②[ストップ否定の反応 or 無反応] → 再度、形成支援同意確認 もう少し、お話ししてみる？ お話するの、手伝ってもいい？</p> <p>形成支援肯定の反応 ⇒ 「IV. 形成支援から表明支援へ」</p>	
<p>B. 同意の表明あり</p>	<p>【同意確認(①～③)に肯定の反応の場合】 それ/そのこと、手伝ってもいい？ Or はっきりするのを、手伝うことができるけれど？</p> <p>⇒ 「IV. 形成支援から表明支援へ」に移行</p>	

IV. 形成支援から表明支援へ


<p>形成支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もう少し、お話ししてくれる？ ・××について、もう少しお話ししてくれる？ ・××って？ ・××のこと/××ということ、誰かに話したいのかな？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・発された言葉をそのまま、繰り返す。 ・言いかえない。 ・言葉を足さない。 <p>●逐語で記録</p>
<p>表明支援</p>	<p>お話を聴きながら、明確化・具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰かに → 誰に ・何かを → 何を 	<p>●逐語で記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中 <p>手書きメモを、読み上げる、見せるなど ⇒「伝えたいこと」の確認</p>
<p>表明支援の同意確認</p>	<p>●最初、もしくは途中で、表明支援への同意確認</p> <p>だんだん、はっきりしてきたけれど、このまま続けてもいい？</p>	

<p>A 同意の 表明なし</p>	<p><1>【同意の表明/反応がない場合】 <2>【否定の場合】 → いずれも<u>基本的に、終了</u>へ</p> <p>そうか、そうなんだ。 お話ししてみたいことがあって来てくれたけれど、今日は、ここで <ストップ>したほうがよいみたい？</p>	
<p>→ ストッ プ確認</p>	<p>①[ストップ肯定の反応]</p> <p>教えてくれてありがとう。 ここまでお話をしてくれてありがとう。 <ストレングスに触れる> 例) 頑張って、話してくれたね。 (知らない)ひとに話すのって、勇気があるよね。 ここでストップしたほうがいいって、よくわかったね。 自分のこと、大切にしているんだね。 ストップって、よく言えたね。 それでは、これで終わりにしますね。 〇×さんが連絡員の〇〇さんに声をかけてきます。少しここで待 っていきましょう。</p> <p>②[ストップ否定の反応 or 無反応] → 再度、表明支援同意確認 もう少し、お話ししてみる？ このまま、お話しするの、手伝ってもいい？</p> <p>表明支援肯定の反応 ⇒ 「B. 同意の表明あり」へ移行</p>	<p>・成功体験の位 置づけに(失敗 ではなく) ・笑顔や安堵を 確認</p>
<p>B. 同意 の表明あ り</p>	<p>1. 教えてくれてありがとう。 2. それでは、このまま続けますね。 3. 途中で、やめたくなったら、教えてね。</p>	

<p>表明支援 継続</p>	<p>【同意表明後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意見(誰かに伝えたいこと)」の内容、形を整える支援継続 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ●1 「伝えたいこと」 内容、形式整理 ●2 「誰に」の適切な明確化 「伝えたいこと」が確認されてから確認。 先に確認しない。(自発的、自然には出ていない場合) 登場人物、構造の整理 「**ということをお■■さんに伝えたい」(表明したい) → ということをお「誰に」伝えるのか ●3 「伝えるとき」 <意向、希望を顕在化> 次に、伝えるときのことを、お話し、しようか。 <p>・A 誰が</p> <ul style="list-style-type: none"> ①あなたひとりで？ ↓ 【否定/無反応の場合】 ②あなたと、子どもアドボケイト、ふたりで？ ↓ 【否定/無反応の場合】 ③あなたの代わりに、子どもアドボケイトがひとりで <p>【細部詰め】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A-① 選択 子どもアドボケイトの同席/助力はないことを確認 「それなら、いたほうが良い」⇒ A-②選択とする ・A-② 選択 「ふたりで」の中身について 子どものアドボケイト手伝い ①あなたの隣に座って、静かに応援する。 ②あなたが困ったときは、子どもアドボケイトが代わりに伝える ・A-③ 選択 代わりに伝えるとき、あなたも同じ部屋にいる？いない？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの表現を使い、整理 ・必要に応じて、読み上げて、確認。訂正してもらおう。 ・描画使用も念頭。 ・「伝えたいこと」確認シートを念頭に ・あくまでも、これまでの流れを崩さずに。 ・子どもの反応を見ながら
--------------------	---	--

	<p>・B 伝え方</p> <p>伝え方は、大きく分けると、二つです。</p> <p>1)口で言うか、 2)紙を使うか。</p> <p>1)口で言う ①あなたが、口で(話して)伝える さっき見せた「伝えたいこと」を、「紙」にきれいに書きますので、それを見て、話しても大丈夫です。</p> <p>2)紙を使うときは ②紙の「伝えたいこと」を、声に出して読むか、 ③紙を手渡して、その場で読んでもらうか、 ④紙を手渡すだけにするか。 どれが良さそう？</p> <p>1)、2)への反応がない、あっても微妙な場合 ⑤他のやり方がよかったら、教えてくれる？</p> <p>・C 子どもアドボケイトの「伝え方」</p> <p>A-2 (ふたり、途中交代) A-3 (子どもアドボケイト、ひとりで代弁) 伝え方は、②～④に限定であることを、伝える</p>	
--	---	--

V. 「伝えたいこと」の確認

<p>「伝えたいこと」の確認シート</p>	<p>【シートを見てもらいながら】 大事なことなので、ちゃんとした紙に書いて、確認したいけれど、いいかしら。</p> <p>-----</p> <p>・一番上 「伝えたいこと」 これでいいかな。間違いないかな。 ・次に 「だれに」 これでいいかな。</p> <p>-----</p> <p>・その次 【伝えるとき】  IV-●3 「伝えるとき」 A B C をシートに反映し、確認</p> <p>だれが 伝え方</p> <p>上に書いてあることでまちがいはないですか。 なかったら<日付記入、署名></p>	<p>・方法は児童にあわせて 黙読 vs 読み上げ</p>
-----------------------	--	-----------------------------------

<p>意見表明の意思確認</p>	<p>●意見表明の意思確認</p> <p>1. お話を聞いた子どもアドボケイトが、この紙を、この封筒に入れて連絡員の〇〇さんに渡すことになっています。そうすると、伝える日や場所のことを、連絡員の〇〇さんが〇〇さんに教えてくれることになっています。</p> <p><子どもアドボケイト単独での「代弁」選択の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもアドボケイトが伝え終わったらすぐに、「××日に、□□さんに伝えました」と紙に書いて、その紙を封筒に入れ、連絡員の〇〇さんに渡します。 ・すると、連絡員の〇〇さんが、その封筒を〇〇さんに、渡してくれます。中の紙を読んでください。それで、子どもアドボケイトが伝えたということがわかります。 ・紙をどこにしまうかは、連絡員の〇〇さんに聞いてください。 <p>2. この紙を連絡員の〇〇さんに渡していいですか？</p> <p>【肯定の返答】 それでは、お話をしてもらうのはこれで終わりです。</p> <p>【否定の返答】 それでは、この紙は、渡さなくていいですね。破りますね。 お話をしてもらうのはこれで終わりです。</p>	<p>「紙」は、封筒の上に置く ⇒破るのは最後に</p>
------------------	--	----------------------------------

VI. 終了へ

<p>1. 連絡員さんへの封筒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に二つ、子どもアドボケイトから〇〇さんにお話したいことがあります。 <p>【連絡員さんへの封筒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つ目は、連絡員の〇〇さんへ渡す封筒に入れる紙についてです。 ・今日は、〇〇さんの伝えたいことを私たちが手伝いました。手伝ったということ、この紙とは別に、もう一つの紙で連絡することになっています。 <p><用紙を見せて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こういう紙で、〇〇さんと私たちに関係するのは<この黒く囲まれたところ>です。 <ul style="list-style-type: none"> -面談日時 今日の面談日のことです。 -面談場所 この場所のことです。 -聴取内容 △△に関する話をしてくれたので、ここにチエツ 	
---------------------	---	--

<p>2. 意見 表明の意 思確認</p>	<p>クを入れます。 -意見表明の意思 この紙の「伝えたいこと」を伝える、ということでもいいですね。</p>	<p>・「伝えたいこと」確認シートを示しながら</p>
<p>A. 表明意 思ナシ</p>	<p>【否定、やめたいとなった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確認シートを<その場で>破る。 2. 聴取内容のチェック <ul style="list-style-type: none"> ・残したままでよいか、消去希望かを、確認 ・消去希望 - 書き直し（下書きの場合は消す） 3. 意見表明支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・記載してよいか、内容含めて確認 <p>例) ～～について、途中で手伝いましたが、ストップしたいと言いましたので、そこでやめました、と書きます。</p>	<p>～～ ⇒ 「2.聴取内容」分類に応じた、単語レベルで</p>
<p>B. 表明意 思アリ</p>	<p>【意見表明の意思アリ 確認後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な意見内容 ここは、こっちの紙の「伝えたいこと」をそのまま書きます。 ・誰が、伝え方 ここも、こっちの紙と、同じです。 ・意見表明支援内容 ここは、私たちが〇〇さんを<どう手伝ったか>を書きます。 〇〇さんのお話を聴きながら、 例) 時々、図を描いたりして、伝えたいことがはっきりするのを手伝いました、と書きます。 ⇒いいですか？ 【否定の返答の場合】 内容、表現を調整し、再度確認。 ・児童への説明 ここは、さっきお話した「連絡員の〇〇さんへの封筒」関係のことです。 □連絡員の〇〇さんに封筒を渡すこと □後日、連絡員の〇〇さんから「伝える日時」の連絡があること □後日、子どもアドボケイトが「伝えた」という紙の入った封筒を連絡員の〇〇さんから受け取ること 	<p>【例外事項】</p>

	<p>□命・安全に関わる話を職員さんにすることについて 説明例)</p> <p>さっき、〇×についてお話をしてくれました。これは、命・安全に関わることですので、子どもアドボケイトから、児相の職員さんにお話しをしたいと思います。</p>	<p>①児童虐待(の疑い) ②自傷他害(の疑い) ●被措置児童等虐待(の疑い) ⇒生じた時点で、通告へ向けて、面談中止</p>
<p>3. ねざらい・ストレングス</p>	<p>【ねざらい・ストレングス】 ・2つ目です。</p> <p>今日はお話をしてくれてありがとう。</p> <p>伝えたいことがはっきりするお手伝いをさせてくれてありがとう。</p> <p>→ (場合によっては) そして、最後に、「伝えたいこと」を伝えないことにすると、ちゃんと言えましたね。自分の気持ち、ちゃんと言えましたね。</p> <p><ねざらい・ストレングスに触れる></p> <p>●話した、話せたという行動に対して(話の内容ではなく)</p> <p>例) 頑張って、話してくれましたね。</p> <p>少しずつ、時間をかけて、お話ししてくれましたね。</p> <p>誰にも話したことがなかったこと、よくお話ししてくれました。</p> <p>(知らない)ひとに話すのって、勇気がいるよね。</p> <p>自分のことを、大切にしているんだと感じました。</p> <p>～～を大切にしているんだと、伝わってきました。</p>	
<p>終了</p>	<p>これで全部、終わりです。</p> <p>〇×さんが連絡員の〇〇さんに声をかけてきますので、少しここで待っています。</p> <p>(連絡員が迎えに来て、児童退室)</p>	

意見表明の場において

2022.8.23確定

	子どもアドボケイト(意見表明支援員)の動き	確認ポイント等
意見表明 開始前	<p><「伝えたいこと」の確認シートを見ながら></p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載された「伝えたいこと」に限定すること ・「誰が」、「伝え方」 確認 <p>途中でのボタンタッチ - 合図</p> <p>子どもアドボケイトの座る位置 - 横並び、離れたところなど</p>	<p>連絡員が表明の場へと、子どもと子どもアドボケイトを誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> *子どもアドボケイトが先。「伝えたいこと」の確認シートに目を通す。 *子どもは追って入室。
「伝える相手」の入室、着席	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ こんにちは。子どもアドボケイトの○△です。 ・<口火を切る> 今日は、○○さんが、□□さんに伝えたいことがあります。 <p>①このあとは、○○さんが話します。<口火を切る></p> <ul style="list-style-type: none"> -見ながら口で言う -書かれていることを読み上げる <p>②「伝えたいこと」を手渡し、読んでほしいと言う</p> <p>③「伝えたいこと」を手渡し、終わる</p> <p>Or</p> <p>④このあとは、○○さんに代わって、わたしが</p> <ul style="list-style-type: none"> -○○さんの「伝えたいこと」を読みます。 -○○さんの「伝えたいこと」を手渡します。 <p>「どうぞここでお読みください」と添える</p> <ul style="list-style-type: none"> -○○さんの「伝えたいこと」を手渡します。 <p>「あとでお読みください。これで終わりです」と添える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前同意があれば、途中交代 ・読む場所を指さしなどで指示可 ・読んでほしいを言い忘れたら、言うようにと手伝う。
「相手」からの反応	<ul style="list-style-type: none"> ・「相手」から児童への何らかの「反応」があるはず ●児童の自然な反応に委ねること ●子どもアドボケイトは何も反応しないこと (同意を得ていない意見表明支援はしないこと) <p>・終了の宣言(必要があれば)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「相手」退室

<p>終結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見表明を終えたことの確認 意見を伝えたね/伝えられたね 緊張したけど、言えたね/読めたね/渡せたね（など） ・不満、継続希望等が出た場合 →「伝えたいこと」を聴く時間は、決まっていること、一回目と同様面談申し込みをするように勧める/誘導する ・意見表明支援終結 これで、私のお手伝いは終わりです。 連絡員の〇〇さんに声をかけますね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係を閉じる ・否定、拒否と受け取られないように配慮 ・「相手」退室後、連絡員さんは近くで待機。 ・児童退室、終了
-----------	---	---

「伝えたいこと」の確認



伝えたいこと

Large rounded rectangular box with horizontal dashed lines for writing the message.

だれに

Empty rectangular box for writing the recipient's name.

伝えるとき

だれが

- あなたが、ひとりで。
- あなたと、子どもアドポケット、ふたりで。
 - あなたの隣にすわって、静かに応援する。
 - あなたが困ったときは、子どもアドポケットが代わりに伝える。
- あなたの代わりに、子どもアドポケットが、ひとりで。
 - あなたも、同じ部屋にいる。

伝え方

- あなたが、口で（話して）伝える（この紙を見てもいい）
- この紙を使って伝える
 - 伝えたいことを声に出して読む
 - この紙を手わたす。そしてすぐに読んでもらう。
 - この紙を手わたすだけにする。
- その他（ ）

上に書いてあることでまちがいありません。

令和 年 月 日

あなたの名前 _____

子どもアドポケットの名前 _____

子ども意見表明支援員記録	
担当支援員名	
面談日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 : ~ :
面談場所	北海道中央児童相談所 相談室
聴取内容	<input type="checkbox"/> 一時保護の決定 <input type="checkbox"/> 保護中の問題 <input type="checkbox"/> 援助方針の参画 <input type="checkbox"/> 措置等の不服 <input type="checkbox"/> その他 ()
意見表明の意思	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
具体的な意見表明支援	具体的な意見内容： - - - - -
	表明相手（伝えられる人）： <input type="checkbox"/> 児童福祉司 <input type="checkbox"/> 一時保護所職員 <input type="checkbox"/> その他 ()
	意見表明者（伝える人）： <input type="checkbox"/> 本人のみ <input type="checkbox"/> 本人と支援員（ <input type="checkbox"/> 支援員は見守り <input type="checkbox"/> 困ったときに代わりに伝える） <input type="checkbox"/> 支援員（本人の同意： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）
	意見表明方法（伝え方）： <input type="checkbox"/> 口頭で伝える（文書を見ながら可） <input type="checkbox"/> 文書で伝える（ <input type="checkbox"/> 読み上げる <input type="checkbox"/> 手渡しし、相手にその場で読んでもらう <input type="checkbox"/> 手渡しのみ） <input type="checkbox"/> その他 ()
意見表明支援内容	
児童への説明	<input type="checkbox"/> 文書を封筒に入れ連絡員に渡す <input type="checkbox"/> 後日連絡員より意見表明日時の連絡がある <input type="checkbox"/> 後日連絡員より、アドボケイトが代弁した旨が記載された書類が入った封筒を受け取る <input type="checkbox"/> 命や安全にかかわる事案であるため、聴取内容を職員へ伝える

【事務局記載】	
申込年月日	令和 年 月 日 () < 申込確認日：令和 年 月 日 () >
児童情報（番号）	
意見表明支援についての本人の評価	意見表明支援を受けて <input type="checkbox"/> 良かった <input type="checkbox"/> ままあ良かった <input type="checkbox"/> あまり良くなかった <input type="checkbox"/> 良くなかった
	その他、感想や意見など ()

意見表明支援業務における個人情報の管理に関する規定

一般社団法人北海道公認心理師協会

代表理事 河合 祐子

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業委託業務処理要領に基づき、意見表明支援業務における個人情報の管理に係る事項を下記のとおり定める。

ア 個人情報保護の管理者(個人情報の管理に係る規定の実施及び運用に関する責任者)

代表理事・業務処理責任者 河合 祐子

イ 個人情報の利用目的

北海道中央児童相談所一時保護所に保護されている児童の意見表明支援のためにのみ利用する。意見表明支援員との面談を希望する児童の個人情報は、1)面談開始前に北海道中央児童相談所子どもの権利擁護連絡員より開示される3点(氏名、年齢、性別)、および2)面談中に当該児童より意見表明支援員に開示される自身および関係他者の個人情報の2種類であり、いずれも当該児童の意見表明支援という目的に限定して利用する。

ウ 個人情報が記載された書類及びデータの保管方法(個人情報の取扱い権限の付与範囲、書類保管庫等の鍵及びデータアクセス時のパスワードの管理に関する事項を含む)

個人情報が記載された書類は以下の4種類のみであり、下記のとおり取り扱われ、意見表明支援員が中央児童相談所の施設外で保管することはない。

1. 当該児童に関する3点の個人情報(氏名、年齢、性別)

意見表明支援員は、中央児童相談所到着後、連絡員から封入された書面にて3点の個人情報を受け取り、面談中はその書面を手元に置き、面談終了後は複写・複製することなく、封入のうえ同氏に、現物を返却する。

2. その他個人情報が記載された書類

面談中もしくは面談後に面談室内で作成された個人情報が含まれる書類は、複写・複製することなしに、すべて現物を、事前取り決めに従って連絡員に提出する。

3. 面談中に作成した逐語等の記録書類一切

面談中に作成した記録書類(メモ書きや下書き)一切は、複写・複製することなく、面談室内で、意見表明支援員が持参したシュレッド器具により細かく裁断し、中央児童相談所内の適当な場所に廃棄する。個人情報が含まれているもの、含まれていないも

のを問わず、一切の記録書類を裁断、破棄のうえ、同相談所から退去する。

4. 意見表明の場において利用されたもしくは作成された書類一切
上記1、2、3に準ずる扱いとする。

エ 個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置

個人情報が記載された書類は、すべて、連絡員に返却(上出ウ-1)もしくは提出し(ウ-2)、個人情報がメモ書きされている可能性のある記録書類は、面談室内でシュレッド裁断のうえ、同相談所内で廃棄する(ウ-3)こととし、面談終了後の意見表明の場において利用されたもしくは作成された書類一切も返却、提出、シュレッド廃棄とし(ウ-4)、意見表明支援員が個人情報の記載された書類を同相談所外において保管する余地を完全になくし、安全管理措置とする。

加えて、意見表明支援員には書類の複写・複製や画像データとして保管することなど一切を禁ずる。ウ-3については、意見表明支援員二名でお互いの作業の完遂を目視することとする。

さらに、同相談所を退去後、意見表明支援員が自らの面談等記憶に基づいて書面もしくはデータによる記録作成の一切を禁ずる。意見表明支援員の記憶内にある個人情報について、口頭によるものを含め、いかなる媒体においても情報発信(SNS含む)することを禁ずる。意見表明支援員業務終了後においても、本協会退会後においても、同様とする。

オ 情報漏洩時の対処方法、連絡体制

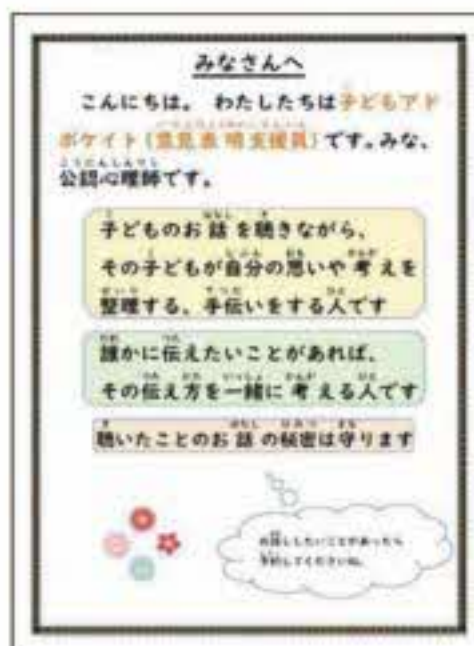
情報漏洩が発覚した場合には、業務処理責任者から業務担当員に、もしくは業務担当員から業務処理責任者に即時連絡し、漏洩内容や状況を把握し、関係者への周知等、適切かつ必要な対処を行う。

カ 職員等の在籍中及び職を辞した後における個人情報の適切な管理の徹底

意見表明支援員から、「意見表明支援業務における個人情報の管理に関する規定」遵守の承諾書をとる。承諾書は本協会退会後においても遵守継続を明記する。

以上

(報告書掲載にあたって一部改変)



「児童福祉法改正と意見表明等支援制度について」

北海道保健福祉部子ども未来推進局
子ども子育て支援課 課長補佐 柿本 英敏

I 子どもの権利(意見表明権)について

1. 子どもの権利条約(1990年(H2)発効、1994年(H6)日本批准)



「子どもの権利条約」4つの原則

- ・生存、生存及び発達に対する権利(命を守り成長できること)
すべての子どもの命が守られ、もってほばれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援なども受けることが保障されます。
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが決られる、行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」が何よりも第一に考えます。
- ・子どもの意見の尊重(意見も表明し意見を述べること)
子どもは自らに関係のある事項について自由に意見を述べることができ、おとなはその意見(子どもの意見)に応じて十分に考慮します。
- ・差別の禁止(差別のないこと)
すべての子どもは、子ども自身の性や国籍、色、宗教、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、差別なく受けるすべての権利が保障されます。

子どもの権利条約 30
URL: コニセフ
<https://www.consef.or.jp/child-rights/about.html>

■ 本日の説明内容

I 子どもの権利(意見表明権)について

… 子どもの権利とは

II 児童福祉法等の改正について

… 改正法の概要や意見聴取の仕組みの整備等について

III 道の取組(意見表明支援)について

… 国のモデル事業を活用した道の取組内容

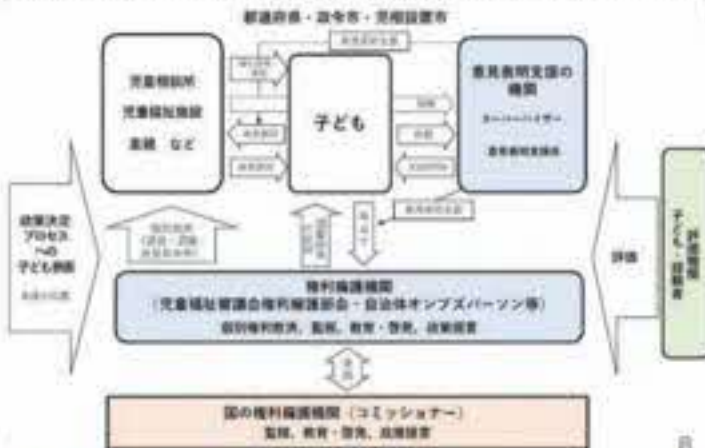
I 子どもの権利(意見表明権)について

2. 昨年度(令和3年度)までの道の動向や道の取組

国・自治体の取組(2021年度)	北海道保健福祉部の取組(2021年度)
<p>1. 子どもの権利に関する条約(1990年(H2)発効、1994年(H6)日本批准)</p> <p>2. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>3. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>4. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p>	<p>1. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>2. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>3. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>4. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p>
<p>5. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>6. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>7. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>8. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p>	<p>9. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>10. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>11. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p> <p>12. 子どもの権利条約の趣旨を踏襲し、児童福祉法等の改正(2021年度)</p>

Ⅱ 道の取組（意見表明支援）について

5-1. 子どもの権利擁護の枠組（あるべき姿のイメージ） ※児童福祉法第77条の2第1項と関係あり



Ⅲ 道の取組（意見表明支援）について

5-2. 【通】子どもの意見表明支援に係る取組 ※児童福祉法第77条の2第1項と関係あり



Ⅲ 道の取組（意見表明支援）について

6-1. 【通】モデル事業の実施について

- (1) 内容
 - 意見表明支援員（子どもアドボカイト、以下「支援員」という。）が意見表明を希望する一時保護児童と面談し、意見表明の支援を実施。
- (2) 実施資格
 - 北海道中央児童相談所
- (3) 実施期間
 - 令和4年9月～令和5年3月まで
- (4) 大まかな流れ

項目	内容	対応者
1 制度説明	一時保護所入所時に児童に対し制度説明	連絡員
2 申し込み	児童が支援員との面談を希望する場合、自ら面談を申し込み、連絡員が日程を調整	連絡員
3 意見表明支援	支援員が児童と面談し、意見表明	支援員 連絡員
4 意見表明	(児童に意見表明意思がある場合) 児童が意見表明支援相手として希望する児相職員と児童との面談により意見を聴取	児相職員 支援員 連絡員

Ⅲ 道の取組（意見表明支援）について

6-2. 【通】モデル事業の実施について（子どもへの制度説明時）

この図は、一時保護所入所時、意見表明支援、意見表明の流れを示しています。一時保護所入所時、意見表明支援、意見表明の流れを示しています。

Ⅱ 道の取組（意見表明支援）について

6-3. 【道】 毛子ル事業の実施について（子どもへの制度説明2）

12

Ⅲ 道の取組（意見表明支援）について

6-5. 【道】 毛子ル事業の実施について（申し込み）

小学5年生以上のみなさんへ

子どもアドボケイト 活動予約表

月 日（ ）		時 間	参加人数
1	13:00-13:45		
2	14:00-14:45		

この子どもアドボケイト活動は、道庁と連携して実施し、より効果的な活動を行います。

道の子どもアドボケイト活動の 新 頁（ ）

14

Ⅲ 道の取組（意見表明支援）について

6-4. 【道】 毛子ル事業の実施について（子どもへの制度説明3）

13

Ⅲ 道の取組（意見表明支援）について

6-6. 【道】 毛子ル事業の実施について（意見表明支援）

子どもアドボケイトによる意見表明支援（概要）

- ① 顔色入れから開始します
- インフォームドコンセント（子どもアドボケイトの役割の理解・期待）後
- ② 意見表明
- 切り出し、共有
- ③ 意見表明支援の同意確認（必要に応じて）
- 同意書等の提出（同意）⇒ 参加が決定
- ④ 意見表明支援から意見表明支援へ
- 意見表明（意見書×、付録×）
- 意見交換（説明会・研修）の開催
- 意見表明の経過⇒ 受け付け終了
- ⑤ 「伝えたいこと」の確認
- 「伝えたいこと」の確認シートでの確認
- 意見表明の意思確認への取り組み完了（終了前）
- ⑥ 終了へ
- 意見表明支援記録の作成と子どもへの説明
- 意見表明の意思確認4枚紙の提出完了（終了前）
- 伝達紙・ストレッチング

「伝えたいこと」の確認シート

意見表明の経過

意見表明の経過

意見表明の経過

13

終わりに・・・

- 道では、法改正などを踏まえ、子どもの権利擁護（意見表明権の保障等）に向けた取組を進めています。
- 子どもの最善の利益を社会全体で図っていくためには、子どもの意見表明権を保障し、それを受け止める権利擁護の仕組みを整備していくことが必要であり、それには関係機関の皆様のご理解、連携・協力が不可欠です。
- 児童虐待相談対応件数の増加や、子どもや家庭をめぐる問題の複雑・多様化など、取り巻く状況は厳しさを増しています。

全ての子どもたちの心身の健やかな成長、発達、自立等が保障されるよう、関係機関の皆様のご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

ご静聴、ありがとうございました



令和4年度(2022年度)
子どもの権利協定(議員報告等資料)に係る講演会

「子どもアドボカシーと意見表明支援について」

大分大学 福祉健康科学部
講師 柴原 里美

講師

- ・柴原里美 (Satsuki Ebihara)
- ・大分大学福祉健康科学部専任講師
- ・修士(社会福祉学)・社会福祉士・保育士
- ・県立大分女子子どもの権利擁護ワーキング委員
(→2021/5月まで)
- ・福岡県社会福祉子どもの権利教育委員
- ・NPO法人子どもアドボカシーセンター理事・NAC代表
- ・子どもアドボカシー研究会副代表
- ・大分大学大学院福祉教育研究センター員



講話の目的&流れ

話の流れ

- ・子どもの権利とは
- ・独立型アドボカイト具体的事例
や子どもの変化



子どもの権利条約 4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を奪われぬ権利であること）
- すべての子どもの命が守られ、もって生まれし能力を十分に伸ばして生きていけるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもに関することが決まれば、何と決める時は、「その子どもにとって最もよいこと（権利）」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 子どもは十分に理解のある事柄について自由に意見を述べることで決断と実行の意思決定の事項において十分に考慮します。
- 差別の禁止（差別のないこと）
- すべての子どもは、子ども自身や他の人種や国籍、性、宗教、種族、障害の有無などどんな理由でも差別されず、平等の認めすべての権利が保障されます。 国々 国々

<https://www.unicef.org/japan/child-rights-treaty>



国連子どもの権利条約 第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について**自由に自己の意見を表明する権利**を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に**考慮**されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて**聴取される機会**を考慮される。

意見表明権プロセス



国々 国々

「私たち抜きで
私たちのことを
決めないで」

- ・障害者運動の中心のテーマ
- ・当事者主体、当事者主体が当事者からは求められている



2011年、177の国が条約を批准して世界で最も多くの国に加入した国際条約

子どもの声



2011年、177の国が条約を批准して世界で最も多くの国に加入した国際条約

してほしいこと

- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、
- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、
- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、
- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、
- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、
- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、
- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、
- ・国や地域によって異なる文化や価値観を尊重し、

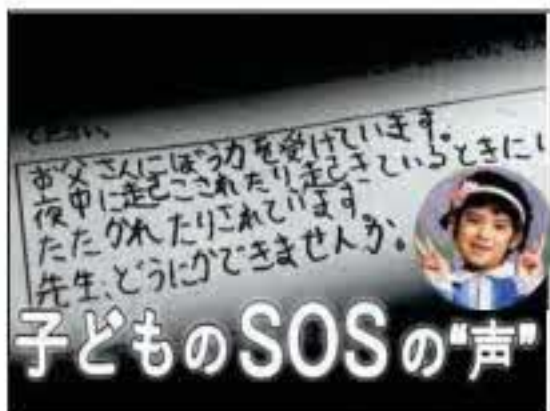


国連障害者権利条約（国連障害者権利条約）の目的は、障害者に対する差別を禁止し、障害者に対する権利を保障することである。

勝手に決めてる⇒いっしょに考えて

- ・「勝手に、子どもの意見を聞かずに、先生たちで勝手に話を進めてる。」（小）
- ・「（大人が勝手に決めてる。そのことについてどう思う？）ちょっとむかつくな。」
- ・「相談しろよみたいな（笑）。」（小）
- ・「まず大人で決めて、で、子どもにこんな話し事が出てんけどと言って、それで子どもに検討をし、その繰り返しで決めてほしい。」

アドボカシーとは？ 政策動向



・児相保護せず男子生徒自殺

・千葉県児相保護センターは22日、同県から虐待を受けて死別にあっていた中学2年の男子生徒（当時14）が2014年に自殺を語り、今年2月に死別したと発表した。男子生徒は死別後に「児童相談施設に保護してほしい」と訴えていたが、児相は施設で対応しなかったと述べた。（日本経済新聞 2016/3/22）

・児相保護拒否されたとして 女児裁判

・母親が児相から虐待を受けていたにも関わらず、児童相談所が一時保護を拒否したとして、長崎市の女児（12）が児相業務を営む英に慰謝料50万円を求めた訴訟の仮決着判決で、福岡高裁は13日、「東京府に児相側の対応に責任はなかったと判断し、女児側の請求を棄却した。（産経新聞） 2017/4/12）

アドボカシー＝声を上げること

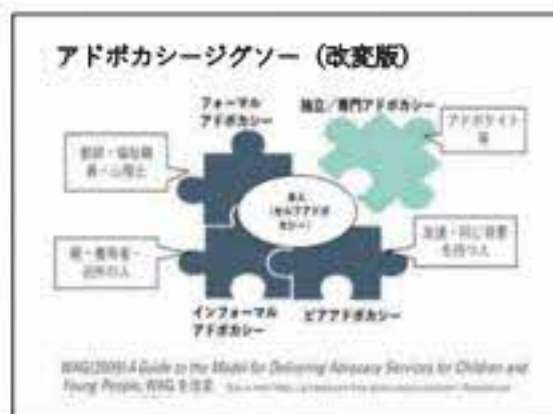
英語の"advocacy"とは、フランス語の"voce"に由来する言葉である。"voce"とは、英語で"to call"のことであり、「声を上げる」という意味である。（西岡,2000）

advocate



アドボカシー
権利を侵害されている
当事者のために声を上げること。

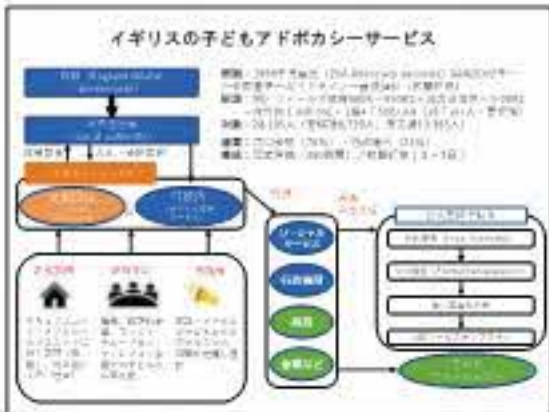
© 2000 by Takanashi
www.takanashi.com



アドボカシーは子どもの声=マイク

アドボカシーは世間のサービスであり、知のどんな子どもとおとなの関係とも異なっている。アドボカイトは子どもの声である。このことは子どもアドボカシーの基礎の核心である。(イングランド保健相「子どもアドボカシーサービス全国基準-基準1」)

問題を気づけ、子どもの意見が考慮された解決のために子どもたちと一緒に行動を起こせるようになるために、個人または集団的な子どもの声を持ち上げる。(leverage)のためにアドボカシーを行う。(カナダオンタリオ州アドボカシー基準書)



都道府県社会的養育推進計画

・(2) **当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）**
 ・ 施設された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の取組を推進する。各都道府県の実情に合わせた取組を定めること。
 ・ 併せて社会的養育に関する施策を推進する際、当事者である子どもの権利擁護を重視し、第三者による支援により適切な対応を行うこととする。

②意見表明支援員

- 子どもは単独では意見を形成して外部に表明することが難しい場合もあり、意見表明の機会を確保して、適切な意見表明支援が伴わなければ仕組みが有効に機能しないケースが生じ得る。（中略）子どもの意見を代弁することで、子どもの意見が適切に関係機関に届けられるような仕組みを整備する必要がある。
- 子どもの意見表明は慎重かつ一時保護の決定、自立支援計画の策定、施設等における日常実務上の対応といった、社会的養育全般の様々な場面で想定
- 児童福祉法上、都道府県等は、意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する関係の取組に努めなければならない旨を規定すべき
- 自治体の取り組み状況を踏まえつつ、意見表明支援員の配置義務化についても着実に検討を進めていくべきである。P.9

児童福祉法 33条の3の3(新設)

- 「都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の保護の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を踏襲して措置を行うために、**あらかじめ、年齢、発達の状態その他の当該児童の事情に照し意見聴取その他の措置(以下この条において「意見聴取等措置」という。)をとらなければならない。**ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するための緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

続き

- 一 第26条第3項第2号の規定を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合(児童相談所長の措置)
- 二 第27条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2号の措置を採る場合又は
- 三 当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合(都道府県知事)
- 四 第28条第2項ただし書の規定に基づき第27条第1項第3号の措置の届出を更新する場合
- 五 第29条第1項又は第2項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

意見表明支援員

- 対象は年齢制限がない。・「活動は学齢期の子どもはもとより、高度により意見を表明することや難しい児童や発達障害によっても必要であり、年齢等で一対一を対象を区別することは適切でないことに留意が必要」
- 意見表明支援員の研修を要する。・「都道府県知事が定める養成研修を行うこととし、当該研修及びキュラムにおいて、子どもの権利保障の意見表明支援に関する基本的な考え方、実践のノウハウなどを学べるようにするべき」
- スーパーバイザーの配置。・高い専門性を有する
- 右認定や認定の更新を請うる社会福祉士等(スーパーバイザー)による指導・教育を通じて、都道府県に意見表明支援のスキルを向上させていくことが重要であり、スーパーバイズを受けられる体制整備が必要

改正児童福祉法案

意見表明等支援事業の定義 第六条の三 ⑦ (新設)

- この法律で、意見表明等支援事業とは、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同意を得るに必要とする届出を行うことに係る意見又は意見後記第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該届出におけるお返しに係る意見又は意向について、児童の権利に照し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他のこれらの者の状況に応じた適切な方法により提供するとともに、これらの意見又は意向を踏襲して、児童相談所、都道府県その他の関係機関との連携調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

独立行政法人公益 児童虐待支援事業（アドボケート事業）に
取り組む「児童虐待の実態」「専門性」「倫理性」を振り返ってほしい。

児童虐待支援事業の目的

「児童虐待」は児童虐待
（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

「児童虐待」は児童虐待
（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

「児童虐待」は児童虐待
（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

「児童虐待」は児童虐待
（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

「児童虐待」は児童虐待
（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

子どもアドボカシーの原則

Red: 子ども虐待防止
Orange: 子ども虐待防止
Yellow: 子ども虐待防止
Green: 子ども虐待防止
Blue: 子ども虐待防止
Purple: 子ども虐待防止

子どもアドボカシーの原則

児童虐待（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

児童虐待（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

児童虐待（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

児童虐待（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

児童虐待（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

児童虐待（児童虐待）の被害者、
アドボケートの役割で児童
虐待を支援する

子どもアドボカシーの原則

子どもアドボカシーの役割を担う。アドボケートは、
子どもの権利を最大限に保障し、子どもの権利を最大限に保障する。
子ども「子どもの権利の保障」についてのアドボカシーの
役割とは異なる場合がある。

意見表明
児童の利益
児童の権利

児童の権利
児童の権利

児童の権利
児童の権利

子どもアドボカシーの原則



アドボカシーカードは、可能な限り、委員自身から提出して提出され提出される。そのことによってアドボカシーは子どものための物で、すべての利害の対立から自律があると子どもは感じることが出来る。

子どもの気持ちと文脈的にアドボカシーをしっかりと話し合い「システムと構造」が有効だった点と課題



(東京中區区民会)

委員はルールを守らなくて良かった

子どもアドボカシーの原則



フライングカードに同意し、子どもの同意なしにはサービス外に提供しない。ただし子ども自身や他の人と「親友な関係」が及びことも物でため必要な場面で、契約が完了した場合にはこの限りではないと子どもにも伝える。協議も継続するときはその旨を子どもにも伝えることを確保する。

(山梨中區民会)



子どもアドボカシーの原則



児童を擁護する子供及び成人や他の未成年者の子どもの理解し、受け取れるための権利の行使となる。

性別、人種、宗教、文化、年齢、国籍、言語、障害、マタニティや児童にアドボカシーサービスへのアクセスと包括的な参加を妨げられることがないようにする。このことは例えば、アドボカシー事務局を確保することができない子どもの場合には、子どもが親戚関係でアドボカシーを行うようにすることを要請している。

国境外と活動者のコミュニケーションニーズに特別に配慮を要し、そこには異なる文化背景、知的障害の子どもの含まれている。

(東京中區区民会)

子どもアドボカシーの原則



「私たちの意思に私たちのことを語るなかな」アドボカシー活動して子どもが参加することにより、活動は子どもたちによってより強力な効果的なものになる。

(参加者の例)

- ・アドボカシーの調査・実施・評価・宣伝
- ・アドボカシー活動への助言
- ・印刷
- ・ウェブ制作
- ・オンラインアドボカシー



独立アドボケイトの実践例

子ども福祉におけるアドボカシーの対象



①会議支援アドボカシー



②苦情解決アドボカシー

児童福祉協議会に連絡した場合

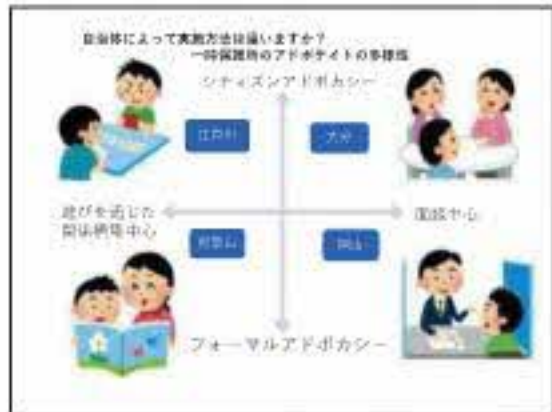
児童福祉協議会に連絡した場合

- 苦情の受付
 - 苦情の受付
 - 苦情の受付
 - 苦情の受付
- 苦情の調査
 - 苦情の調査
 - 苦情の調査
 - 苦情の調査
- 苦情の解決
 - 苦情の解決
 - 苦情の解決
 - 苦情の解決
- 苦情の報告
 - 苦情の報告
 - 苦情の報告
 - 苦情の報告
- 苦情のフォローアップ
 - 苦情のフォローアップ
 - 苦情のフォローアップ
 - 苦情のフォローアップ

一時保護所の定期訪問

あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてね

相談員 3名以上
www.kidsadoption.jp
03-5456-1111 (受付時間: 10:00~17:00)



アドボケイトの養成とは？

例) 子どもアドボケイト研究会オンライン
基礎講座→実践講座 (総務大卒業) 十日1SV

【子どもアドボケイト基礎講座】 0.5時間 (講義・基礎知識)

日	時間	内容	受講料
		オンラインセッション	2023年1月21日 (土)
1	3.5時間	子どもアドボケイトとは (意味・必要性・役割)	2,980 (税込)
2	3.5時間	子どもの権利規約/子どもの権利	2,980 (税込)
3	2時間	子どもの権利の理解 (演習)	2,980 (税込)
4	3.5時間	子どもの多様性が理解/アドボケイトの役割	
5	3.5時間	子どもアドボケイトの養成と役割	
6	3.5時間	各専攻・経験者が主役のアドボケイト (実践・社会的連携・実践報告)	
7	3.5時間	実践アドボケイトとは	
8	3.5時間	実践アドボケイトとは	
9	2時間	グループワーク・質疑応答・振り返り(演習)	

QRコード



活動状況

- 面談希望（約1年間（週1回で48回））
 - 面談希望あり 45回（93、75%）
 - 面談希望なし 3回（6、25%）
- 面談した子どもの意見表明
意見表明した子ども 約半数
「聞いてくれるだけでいい」という子ども 約半数
- 意見表明の内容
「いつまで一時保護所にいるのか」「家に帰りた」「家に帰りたくない」「入所理由を知りたい」「家から持ってきてもらいたいものがある」「勉強の時間を増やしたい」など

活動に関する調査研究

- 面談後に調査に協力してくれた子ども 28名
- 面談についての評価
 - とても良かった24名（85、7%）
 - まあまあ良かった4名（14、3%）
- 具体的に良かったところ
「聞いてくれた、尊重してくれた、優しい。」「自分の自立の気持ちもわかってくれた。」「何でも話を聞いてくれること、雑なことでも話せる。」など
- 子どもからの具体的なアドバイス（5名）
 - 「（アドボケイトの説明を）ゆっくりなしてほしい。」「（アドボケイトは）2人ではなくて1人がよかった、緊張した。」「アドボに電話したい」など

良かったこと コードのまとめ

- 自分で言えるように、真剣に聴いてくれた。受け止めてくれた。尊重してくれた。言いたいことが明確化された。質問してくれた。私的を教えてくれる
- アドバイスしてくれる。明るい気持ちになった。話してすっきり。楽になった。話しやすさ。面白い話してくれた。はめてくれる。理解のために協力してくれる
- 伝えたいことを伝えられた。ちゃんと実行してくれる。伝えてくれるので便利。話が面白い。クイズとお話遊びが話さずっかきになった
- 温厚なく話せる。怒音されない。なんでも聞いてくれる。優しい
- 秘密を守ってくれて安心。笑顔。若いから話しやすい
- 雰囲気が良い。外に出れた

間に入ることの意義

それを保護所の人に伝えても、ルールだからみたいな感じで結構冷たく返されたので、でもそれをここに話すことによって・・・（中略）やっぱり私だけが話さずちゃうと、多分わがままみたいになっちゃうけど、こう器が間に挟んで入ってくれらることで、聞いてくれる。なんかこう話を聞いてくれるかなって。

（聞いてくれました？）めちゃめちゃ。（中2女性）
嫌なことも遠慮なく話せるから、とてもいいと思いました。
（小6男性）



協力してくれる

- 感謝状を書いていい？（いいですよ）アイトセイさんが、本当に「自主に承てくれて、とても助かりました。伝えた理由は何ですか」助かった理由、なんでも聞いてくれますし、説明もさせてくれますし、ここを伝えないの〜」ここを出るために協力してくれる〜協力してくれますし、自分の伝えたい風に伝えたい人に応じてくれる。協力してくれたこと。【小4男性】
- 「一時期通信簿の職員さんも聞いてくれますか？」聞いてくれるけど、なんかちょっと〜ちがうかな。「どんなふうにもがうとか、もしよからたら〜なんかここはちゃんと実行してくれるけど、一時期通信簿は？あ、そうなん？さみしいな感じ。「ちゃんと言を聞いてくれるプラス、実行してくれるから。」【小4女性】

明るい気持ちになった

- 「なんか感謝言いたいことありますか？」挨拶〜ありがとうごがいました。「アイトセイさんに？おっと思えますね」聞いてくれてこちらは、はーっとなって明るくなったから。「そんな感じ？」うん。ちょっとなんか気が楽したみたい。帰りに。【小4女性】



いつだれがどのように伝えるか確認



調査の考察

- 児童発達支援センターにおける訪問の調査（報告）の考察
- 調査の目的（以下を要約）「他者へ感謝し〜物や気持ち」
- 調査した児童センターについて【調査結果あり】
- 調査結果からわかることやアイトセイの考察がある。
- 他者へ感謝の手紙のアンケート調査で明らかになった調査の考察を整理し、大西先生の論文への考察から導き出された考察の内容をまとめた「お礼の気持ち」【引用】
- 他者へ感謝の手紙アンケート調査（2018年10月15日）では、「お礼の気持ち（お礼の手紙）」というキーワードで、児童発達支援センターの児童や職員に対して感謝の手紙を送る児童は多い。その理由として「お礼の手紙を送ることで、お礼の手紙が送られてくる」という理由が挙げられている。調査の結果、児童が感謝の手紙を送ることで、お礼の手紙が送られてくるという理由が挙げられている。これは児童が感謝の手紙を送ることで、お礼の手紙が送られてくるという理由が挙げられている。

②訪問アドボカシー

雑誌掲載

2012年11月号

「あすか」施設の子の声、市民が代弁！

「虐待などを背景に児童福祉施設で暮らす子どもたちの声を市民が聞き、子どもの力を引き出していく活動が「施設訪問アドボカシー」という。市民が施設を訪ね、子どもたちの声を代弁して世の中に発信しようという取り組みだ。」



アドボカシーと市民とコーディネーターたち
とあすかのスタッフの様子

①実親と走りたい～ 小学高学年あすかさん（仮）のケース



②職員の言い方に不満があって暴れる、 小学高学年のえのんさん（仮）



コミュニケーション（対峙）し、心に理解をよっけられる。
→ そのお言葉を小さく、声は低めに、優しいトーンで伝えられる。
「うんうん」「うんうんしていい」
→ 「もっとお話をしよへえ」と優しく口調で言ってあげる。
「あやよー！」
→ 「どうしてあやよーとあやよーを言っているの？」と優しく聞いてみる。
→ 「あやよー」といって、あやよーを言っているの？と聞いてみる。



これから求められること

システムアドボカシーを行うこと

月に1回はアドボケイトと児相・保護所の検討会
+児童福祉審議会に年数回はルール見直しなどの提言・
検討会への参加

すべての子どももつかえること

子どもアドボカシーは道所発の社会的費下にいる子
どもはもちろん、在宅の要保護児童にも必要なこと

力を合わせ
課題を克服



子どもの権利擁護に係る
実践モデル事業

子どもの権利擁護（意見表明 等支援）に係る技術的研修

講師 河合 祐子

「子どもの権利擁護に係る実践モデル事業」は、北海道より
一般財団法人北海道分館へ研修機会が委託されました

今日の流れ（イントロ）

・基本構成

講義（説明）を中心に、活字、エクササイズ、疑似ロールプレイ等、
最後に確認、質問、あるいは「一問一答」

・キーワード

- ① 意見形成・意見表明支援
 - ② (徹底的に) 子ども中心の働き方
 - ③ 相手に伝わる傾聴および共感
 - ④ 基本的な技法に基づく内容
 - ⑤ 沈黙の利用
 - ⑥ ノンバーバル(非言語的)コミュニケーション
 - ⑦ 聞く「姿勢」
- 隠れキーワード—協働関係構築

1. 意見形成・意見表明支援

徹底的に
子ども中心

- ・「意見」とは
⇒ 誰かに伝えたいこと
- ・意見表明支援とは
形成支援 ⇒ 表明支援
同意(合意、了解)を得ながら進める
- ・本人の「表出された意思」を
よりどころに行うもの

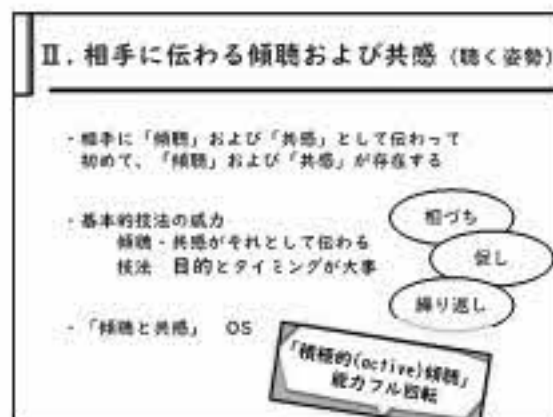
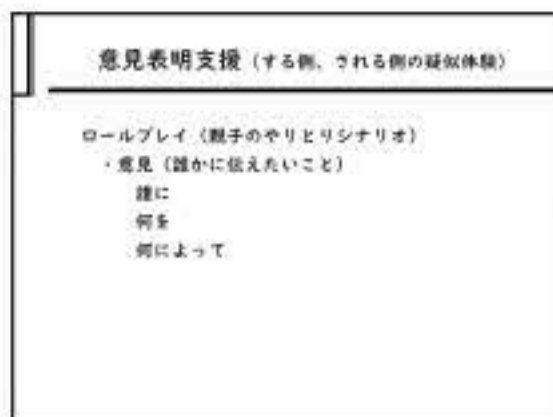
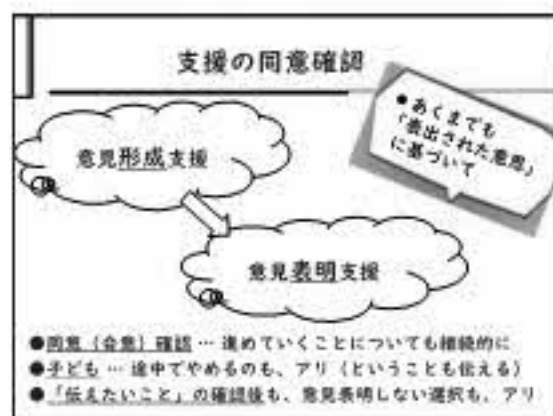
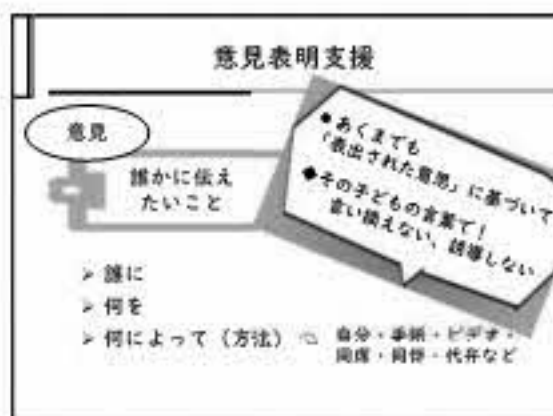
意見形成支援

意見

誰かに伝え
たいこと

「誰かに伝えたいこと」
の意識化、言語化
の支援
表明したい気持ちの
言語化

自分が/自分も
「意見」をもって
いいんだ



相手の準換枠

● 「相手の準換枠」に合わせて
相手の世界を知ろうとすること

共感

相手の「メガネ」で見ると...
見ようとしてみると...

共感か、否か（考えてみて）

相手の「メガネ」で見ると...

「共感か、否か」のチェックポイント
態度はどちらにある
声はどちらにある

共感ではない場合

- ・同感
- ・自分の気持ちを伝達
- ・相手の気持ちと区別がつかない
- ・自分のこととして考える
- ・自分のことのように考える

相手のいい部分

「傾聴と共感」と「3つの技法」

聞いていないと
使えない技法

「繰り返し」技法
最後の「単語」を軸に
「単語」を自分の言葉に言い換えないこと
相手の大切にしていることを中心に

「相づち」技法
そう。そうなんだ。そうだったんだ。

「促し」技法
それで、もうちょっと教えて。

・お話ししやすいように
・お話ししたいことが、
お話しできるように

Ⅲ. 沈黙の利用（沈黙を弱く）

一回聞きに回して
大丈夫？

感情が
いっぱい

別のことを
考えて
いる

わかっ
てもらえ
るかな

話したく
ないよ

考え中

あー口

聞き直した
らいいの
か？

緊張して
声がない

まったー
たたかれない
かな

どう表現した
らいいの
か？

ここら多
ぶにかにー

「沈黙の意味」に応じた対応

基本的な姿勢

- 話し始めるまで、静かに、穏やかに待つ
- 言葉はかけない
(プロセスの妨げになる)

何が起きているかの確認・共有

困っている風
助けてもらいたい風
→
話しやすい工夫

沈黙の前
話の内容
表情、感情



話したいこと
だけを話す
--- OK

IV. ノンバーバル (非言語的) コミュニケーション

- パーソナルスペース (personal space)



伝えたいこと
伝わっていること

- SOLER (イーガン, 1986年)
Squarley (真直前)
Open (オープンな姿勢)
Leaned (少し前傾)
Eye Contact (アイコンタクト)
Relaxed (リラックスした姿勢)

距離感 NO



■ ボディ・ランゲージ

- ▶ 表情
- ▶ 視線
- ▶ 姿勢
- ▶ 身振り

相手に伝わるもの?

相手から伝わるもの?



ボディ・ランゲージ

聴く「姿勢」

- 物理的姿勢
 - 傾聴・共感
- } 自然体で具現化

(エクササイズ…)

- ・基本的技法 (繰り返し、褒め、相づち) だけでお話を聴く
- ・途中で一度だけ、ねぞらいの言葉を伝える

*相手の大切にしていることは何だろうと考えながら聴く

3分間
その他は、
ロチャック
沈黙も聴く
5分は我慢

V. 意見表明支援というプロセス

立場（役割）、「支援の目的」と方法を明確にし、共有し、開始する
 <インフォームドコンセント>



子どもにとって
の良い経験に



独立（専門）アドボケイト（参考までに）

独立

- ・利害関係を持たない第三者
- ・考えを整理することの支援
- ・意見を表明することの支援
- ・本人に代わって発言

●表明された
「許可」と「指示」

- ◆自分の意見を言っていいたいことを勧めてくれる
- ◆考えや思いを整理してくれる
- ◆意見の伝え方を一緒に考えてくれる
- ◆直接言いにくいことがあれば代わりに伝えてくれる [ガイドライン第p.14]

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
 「アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書」
 第1章 アドボカシーに関するガイドライン第p.14-
 第2章 (2018) 年3月 公益財団法人児童総合センター

意見表明支援的関わり？

・普段の子どもの関わりになかす？
 自分にとっての目的を明確にし
 その目的が子どもと共有されるように

子どもの「声」が
子どものなかから
現れてくる関わり

自分と子どもとの、
 そもそもの「関係」
 → 大事にしましょう

「声」になる前の
 思い、考え、
 気持ち、願いが
 現れてくる関わり

子どもにとって
の良い経験に



意見表明支援プロセス（一例）<参考までに>

・今日は、お話をしに来てくれてありがとうございます。

(informed consent)

- ・思いや考えを整理する手伝いをします
- ・誰かに伝えたいことがあれば、その伝え方を一緒に考えます
- ・直接言いにくいことがあれば、代わりに伝えることもできます
 <選択題の提示>
- ・秘密保持とその例外

・今日は、何かお話ししたいことがあるのかな？ 何か教えてくれる？

Dr.

・誰かに何か言いにくいことがあって、来てくれたのかな？

↓ 「積極プロセス」

※形成支援の同意確認

- 「意見（誰かに、何かを伝えたいこと）」
 - 存在するということの> 明確化支援への同意
 - 存在しないことのア 言語化、意識化支援への同意

①なんかはっきりしないけど、言いたいことがありそうなんだ？
 ②なんかよくわからないけど、誰かに言いたいことがありそうなんだ？
 ③誰って言うのはわかるんだけど、言いたいことがありそうなんだ？

※ここでストップあり。
 ※同意で続行。あとでストップもあり（と伝える）

↓

※形成支援から表明支援へ

- 形成支援
 - もう少し、お話ししてくれる？
 - 誰に××が表現されている場合
 - ××について、もう少しお話ししてくれる？
 - ××って？
 - ××のこと、×××ということ、誰かに話したいのかな？
- 表明支援
 - お話を聞きながら、明確化・具現化
 - 誰かに → 誰に
 - 何かを → 何を
- 表明支援の同意確認
 - だんだん、はっきりしてきたけれど、このまま続けていい？



ご滞聴ありがとうございました。

やりとり-1

A 男: 今日、学校の帰り、「彼女」とケンカしちゃってさ。

父: **どっちが悪いんだ。**

A 男: どっちって言ったって…。

父: **どうせ、何か気のきかないこと、言ったんだろ。**

A 男: そんなんじゃないくて。だけど、気がついたらケンカになってて、それ

父: **(言い終わるのを待たずに)原因は、何なんだ。**

A 男: 何って、別に、特に…。(と、口ごもる)

父: **何かなきゃ、ケンカになるはずがないじゃないか。**

A 男: うーん。でも…。(と、黙ってしまう)

STOP!

やりとり-2

A 男: 今日、学校の帰り、「彼女」とケンカしちゃってさ。

父: **そうか。それで?**

A 男: 最初は「今度の土曜、映画を親に行こうよ」って、誘ってたんだけど、気がついたらケンカになってて…。

父: **ケンカか…。**

A 男: そのまま別れたから、なんかモヤモヤしててさ。メールしてみようか、どうしようか、迷ってるとこなんだ。

父: **そうか。**

A 男: 「他の子、誘うからいいよ！」って、イキオイで言っちゃったしさ。メール、しにくいなあー。

父: **それなら、メールしにくいな。**

A 男: うーん、そうなんだ…でも、思い切ってメールしてみる。(と、立ち上がる)

<架空例:Hiroko Kawai 作>

やりとり A

(「昨日家族で動物園に行きました」という連絡帳を読んで)

先生: 昨日、動物園に行ったんだ。お父さんも一緒だったのかな。
楽しかったでしょうね。それで、どんな動物がいたのかな？

さとる: ウミ。

先生: そう、海にいる動物なの？ ホッキョクグマかな...。それで、
その動物、何してた？

さとる: ミタ。

先生: さとる君を見たの？ そうなの、よかったわね。

さとる: (困った顔をする) イク。(と立ち去る)

~~~~~  
**STOP!**  
~~~~~

やりとり B

(「昨日家族で動物園に行きました」という連絡帳を読んで)

先生: ウワー、動物園に行ったんだ！

さとる: ウミ。

先生: ウミ。

さとる: ジャブジャブ。

先生: 海でジャブジャブ？

さとる: ジャブジャブ。(腕を動かし、泳ぐまねをする)

先生: (身ぶりを真似ながら) ジャブジャブ。

(さとる君は、うれしそうに、身ぶりを続ける。先生もニコニコと見ている。)

さとる: ペンギン。

先生: ペンギン。

さとる: ジャブジャブ。

先生: ペンギンがジャブジャブ？

さとる: ミタ！

先生: ペンギンが泳ぐの、見たんだ！

さとる: キリン、クサ！ (と、話が続いていく)